

1. 適用範囲

本仕様書は、「仙台市秋保ビジターセンター展示リニューアル業務委託」に適用する。

2. 通則

- (1)本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則 47 号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- (2)受託者は、仙台市契約規則及び前金払取扱要綱の定めにより、契約金額が 100 万円以上で、かつ履行期限が 50 日間以上にわたるものに限り前払金の支払いを請求できる。
- (3)本業務遂行にあたっては、仙台市と十分な連絡協議を図り、良心的かつ正確に執行し、手戻りのないよう十分に注意すること。
- (4)受託者は、完了検査に際しては、あらかじめ成果品及びその他関係資料を備えておくものとし、業務担当者は検査に立ち会わなければならない。
- (5)受託者は、調査、打合せ等を行った際には、その内容を打合せ記録簿(A4 版)に記録し、その写しを仙台市に提出しなければならない。
- (6)その他、本業務に定めのない事項については、別途協議するものとする。

3. 業務履行期限

令和 6 年 3 月 29 日(金)

- ・大規模改修工事工期：令和 5 年 7 月中旬～令和 6 年 2 月末(予定)
- ・大規模改修工事完了後展示設営となる。なお、大規模改修工事の工期により、本業務委託の展示設営時期及び履行期限変更の可能性がある。

4. 実施場所

仙台市秋保ビジターセンター

(住所 仙台市太白区秋保町馬場字本小屋 16-1)

5. 業務の目的

仙台市秋保ビジターセンター（以下、本施設）の位置する蔵王国定公園及び県立自然公園二口峡谷とその周辺地域は、自然はもとより歴史・伝統・文化など人文面でも優れた特徴を備えた地域であり、本施設は年間を通して多くの利用客を集めている。本施設では、自然や受け継がれた文化・伝統に関する展示を行っており、来館者に周辺地域についての知見を深めてもらうとともに、野外スペースの利用や自然観察等の活動を支援している。

本業務は、開館から 30 年余り経過した本施設の令和 5 年度大規模改修工事实施に合わせ、効率的かつ適正な展示機能リニューアルを行うことを目的とし実施するものである。

6. 業務内容

地域の地形、地質、動植物、自然現象、歴史、人文等に関する情報の解説を利用者へ行うことを目的とした、展示機能リニューアル内容の構成・制作・設置をすること。展示内容は、当地域の特徴や魅力、自然の利用方法を伝えることを基本に、楽しくわかりやすいものとする。展示制作においては、海外からの来訪者に対応するため、英語による説明文を併記すること。ただし、その範囲・表示方法については仙台市と協議によるものとする。なお、リニューアル後の管理・運営の容易さや維持管理コストの軽減に

ついて十分に配慮すること。

【各室の利用想定】

エントランス：受付・案内機能

展示室：常設展示及び利用者の休憩スペースとしての空間提供

ギャラリー：施設管理者による企画展示（既存ピクチャーレールを利用したパネル展示）

セミナー室：セミナーや講習、研修の実施

屋外テラス：来館者が自由に出入りでき、くつろげる場

【仙台市から提供する図面・物品一覧等】

本業務に係る図面及び物品一覧は、令和5年4月19日（水）開催の現場説明会にて配布し説明を行う。

(1) エントランス

- ・既存写真パネル（「四季の彩り」写真パネル（内照式））の更新もしくはこれに代わる新たな展示構成、設置を提案すること。地域の魅力を伝えるとともに、来館者の第一印象をより良いものとする展示内容とすること。
- ・既存写真パネルを更新とせず、新たな展示物とする場合は、既存写真パネルを適切に処分すること。

（既存写真パネルサイズ及び数量）

写真シートサイズ	数量
W1, 405mm×H1, 405mm	1枚
W1, 000mm×H1, 405mm	2枚

- ・提供図面を参考にし、受付カウンターについて制作、設置すること。なお、受付カウンターの規格は参考であり、本仕様を満たし、かつ同等品以上と認められる場合はこの限りではない。

(2) 展示室内の構成

- ・以下の内容を盛り込んだ展示構成、配置を提案すること。
 - ① 自然観察用図書スペース
 - ② 解説・写真パネル
 - ③ 動物のはく製（熊2頭、鳥類・小動物数体）
 - ④ 既存大型地形模型（リニューアルにあたり処分）の代替展示物
 - ⑤ 休憩スペース
- ・①～⑤に加えて、展示内容の提案があってもよい。

(3) 解説・写真パネルの制作

- ・地域の地形、地質、動植物、自然現象、歴史、人文等に関する情報を利用者にわかりやすく解説するパネルを制作すること。
- ・パネル制作はユニバーサルデザインを考慮した表現とすること。
- ・写真や説明文（英文含む）等の素材に関しては、基本的に仙台市から提供することとするが、受託者の提案や調達も可能とする。
- ・既存パネル（木製枠）を利用し新規板面を上貼り制作とすることも可能。また、既存パネルを利用せず新規パネルとする場合は既存パネルを適切に処分すること。

（既存パネルサイズ及び数量）

サイズ	数量
W2, 200mm×H1, 000mm	3枚
W1, 800mm×H1, 000mm	2枚
W1, 700mm×H1, 000mm	4枚
W1, 300mm×H1, 000mm	5枚

(4) 動物はく製等展示

- ・発注者から提供する動物はく製については、生態や環境等への理解につながる展示とすること。

- ・展示方法及び展示台（木製とする）について、提案、制作すること。

(5) 既存大型地形模型の代替展示物

- ・既存大型地形模型を老朽化に伴い処分するため、それに代わる大型展示物を提案、制作すること。
- ・器具等を提案する場合は、操作性が直感的にわかりやすいものとする。
- ・展示物の中に映像情報コンテンツを含め提案すること。なお、容易に入れ替え可能なシステム構成とすること。

(6) 休憩スペース造作家具の設計、制作

- ・休憩スペースとして利用者が休憩できるよう、テーブル、椅子等の設計から制作までを行うこと。
- ・テーブルや椅子の配置にあたっては、車いす利用者も一緒に利用できるような形態や配置を工夫すること。
- ・造作家具の制作にあたっては、木材の良さを感じる憩いの場とするために木製品とすること。

(7) 造作家具及び展示什器（以下、「木製品」という）に使用する材料・国産材の使用

- ・木製品の対象
 - ① 上記(1)受付カウンター、(4)(6)
 - ② 上記(3)(5)において木製とする仕様を提案する場合
 - ③ その他展示台、パンフレットラック等の提案がある場合
- ・木製品は、国産材（可能な限り宮城県産材）を使用することとし、国産材（県産材）を証明する書類を提出すること。
- ・国産材を使用して制作した木製品は、その制作にかかる一切の費用（設計費等を含む）として700万円が下限額となるように設定すること。
- ・使用する材料はJAS規格またはJIS規格でF☆☆☆☆の基準を満たすものとし、当該製品が基準を満たすことを証する出荷証明書を提出すること。
- ・搬入前に揮発性有機化合物（VOC）等を十分に放散させたことを確認すること。
- ・木製品の使用箇所は完成図書に明示し、経費、消費税および地方消費税を含む事業費を設計内訳書に明記すること。

(8) 来館者動線の配慮

- ・必要に応じて館内各室への来館者動線の仕掛け、サインを検討すること（室名サインは別途設置）。

(9) その他新たな展示構成、配置の提案

- ・館内各室（エントランス、展示室、ギャラリー、セミナー室、屋外テラス）の展示構成、配置について新たな提案がある場合、提案可能とする。

(10) 感染症対策

- ・コンテンツの作成や配置等に際しては、可能な限り新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。

(11) 展示物の設置

- ・必要に応じて設置場所周辺及び搬入路等の養生を行うこと。
- ・搬入及び設営時に運搬物品や施設が損傷した場合、受託者の責任において復旧すること。

7. 業務内容の秘密保持

本業務の遂行にあたり、下記の事項を遵守すること。

- (1) 受託者は、仙台市から提供のあった情報や業務上知り得た情報を指示目的以外の使用をし、または第三者への提供をしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報記録した書類、または磁気ファイルの複製、及び複製はしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報について事故が発生した場合は速やかに仙台市に報告しなければならない。
- (4) 前各号に掲げている事項に関するために違反した場合、仙台市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求

をすることができる。

8. 業務実施に関する留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、業務従事者の指揮・監督を行うとともに、業務の実施に係る仙台市との連絡調整にあたること。
- (2) 受託者は、本契約の履行にあたり、業務の実施、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示、その他の管理を自ら行い、労働関係法規上の全ての義務を負うものとする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認し進めることとする。
- (4) 本業務に要する写真や説明文等の素材に関しては、基本的に仙台市から提供することとするが、受託者の提案や調達も可能とする。受託者の提案や調達による写真や説明文（英文含む）等の素材を使用する場合、本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受託者は、第4項で定める作成物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第4項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- (5) 展示に使用する機器類は、メンテナンスに優れ、維持管理コスト負担が少ないものとする。
- (6) リニューアル内容の変更等により、展示構成の変更が必要となった場合等は、仙台市と受託者が協議のうえ、変更を加えるものとする。
- (7) 本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更など生じ、履行期間又は業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更できるものとするが、提案書又は事業費見積書と現場の数量が相違しても精算は行わないものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、仙台市と協議の上、その指示を受けること。
- (9) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

9. 実施事業タイムスケジュール等

別添「業務履行計画表」及び「業務担当者届」を契約締結時まで提出すること。

10. 成果品

- (1) 成果品の帰属先は仙台市とする。
- (2) 本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務完了にあたり、次に掲げる図書を提出すること。
 - ①完了届
 - ②業務報告書(完成図書、設計内訳書)
 - ③業務に要した資料
 - ④打合せ記録簿
 - ⑤その他仙台市が必要と求める図書
 - ⑥①から⑤までの電子データ